

6 月定例会提出議案(条例等案件)について

第 65 号議案 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 2

報第 1 号 専決処分の承認について・・・・・・・・・・・・・・・・ P. 3

福 祉 部

**第65号議案 法令の規定により条例に委任された社会福祉施設等施設の基準等に関する
条例の一部を改正する条例**

1 制定の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部改正により、新たな障害福祉サービスとして就労選択支援が創設され、就労選択支援に係る基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業並びに障害福祉サービス事業の設備、運営等に係る基準を条例で定めることとされることに伴い、所要の整備を行う。

2 制定の概要

就労選択支援に係る基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業並びに障害福祉サービス事業の設備、運営等に係る基準は、次に掲げるもののほか、基準該当障害福祉サービス及び指定障害福祉サービスの事業にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に定める基準を、障害福祉サービス事業にあつては障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準をその基準とする（第10条及び第13条関係）。

(1) 就労選択支援事業者（就労選択支援の事業を行う者をいう。以下「事業者」という。）

は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスを提供すること。

(2) 就労選択支援の事業を行う事業所（以下「事業所」という。）の管理者は、暴力団員等であつてはならないこと。

(3) 事業所は、その運営について、暴力団員等の支配を受けてはならないこと。

(4) 事業者は、その提供するサービスに係る質の評価の結果を公表するよう努めること。

(5) 事業者は、従業者等の計画的な育成に努めること。

(6) 事業所の従業者等は、利用者に対し、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に掲げる虐待行為をしてはならないこと。

(7) 事業者は、事故の発生の防止のための指針を整備する等事故の発生又はその再発を防止するための措置を講ずること。

3 施行期日

令和7年10月1日

報第1号 専決処分の承認

兵庫県中央こども家庭センター（以下「本件センター」という。）の職員（以下「亡職員」という。）の自死に係る損害賠償請求事件（令和元年（ワ）第1308号）について、和解及び損害賠償の額を定める必要が生じたが、特に緊急を要し、県議会を招集する時間的余裕がないため、令和7年4月22日、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

1 事件の概要

平成26年11月5日に自死した亡職員に対して、過重な業務を命じた上、上司らによるパワーハラスメントに対して何らの措置を講じず安全配慮義務違反があったとして相手方から損害賠償の請求があった。

本事件について、相手方及び神戸地方裁判所との間で和解協議を重ねた結果、神戸地方裁判所から提示された和解条項案を受諾し、早期の円満解決を図ることとした。

(1) 相手方

丹波市 男性 外1名

(2) 損害賠償の額

2,000,000円

(3) 和解条項案

ア 兵庫県（以下「被告」という。）は、亡職員が平成24年4月に採用されて以降、被告において県職員として誠実に勤務し、平成26年4月に本件センターに異動後も懸命に職務に打ち込んだことについて、亡職員及び相手方（以下「原告ら」という。）に対して、感謝の意を表する。

イ 被告は、亡職員が本件センターに異動後約7か月で自死するという結果に至ったことについて、深く哀悼の意を表する。

ウ 被告は、被告が県内で運営するこども家庭センターにおいて、今後も、職員の異動に当たっては、適性や職歴、本人の意向などを十分に考慮することを表明する。

エ 原告らは、被告に対し、亡職員の死亡に関して被告に安全配慮義務違反がないことを認める。

オ 被告は、原告らに対し、本件の解決金として200万円の支払義務があることを認める。

カ 被告は、前項の金員を、令和7年5月28日限り、原告らが指定する預金口座

に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。

キ 原告らは、その余の請求を放棄する。

ク 原告らと被告は、原告らと被告との間には、亡職員の死亡に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。

ケ 訴訟費用は各自の負担とする。